

水俣病の認定に係る最高裁判所の判決について

平成 25 年 4 月 18 日

環 境 省

- 4 月 16 日の最高裁判決において、行政側の主張が認められなかったことは、真摯に受け止める。
- 判決は、水俣病の認定において、症候の組み合わせが認められない場合には、総合的な検討を行って判断するものとしている。これを踏まえ、環境省としては、総合的な検討を含む認定基準の運用について、各県の協力を得ながら、より一層適切に取り組む。
- 認定制度の根幹である認定基準のありようについては、判決は、現行の基準である 52 年判断条件について、以下の理解・評価を示した。
 - 症候の組合せが認められる場合にそれ以上の立証の必要がないとするものであり、多くの申請について迅速かつ適切に判断するための基準としてその限度での合理性を有する。
 - 上記症候の組み合わせが認められない場合でも、諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除していない。
- このように、本判決において、行政庁の運用指針としての総合的な検討を含む 52 年判断条件は、否定されていない。
- 地域の人々が安心して暮らしていける社会を実現すべく、特措法の着実な実施、医療福祉、地域の再生融和、振興・雇用の確保のための取組も一層進める。